

平成23年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成23年6月14日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	西東文雄君
経済課長	櫻井光雄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長）< P 4 >
- 日程第 4 行政報告（町長・教育委員長）< P 4 ~ P 1 3 >
- 日程第 5 行政執行方針（町長・教育委員長・農業委員会会長）< P 1 3 ~ P 2 2 >
- 日程第 6 報告承認第 2 号 専決処分承認を求めることについて〔平成 2 3 年度足寄町足寄都市計画足寄市外地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）〕< P 2 2 ~ P 2 3 >
- 日程第 7 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について< P 2 3 ~ P 2 4 >
- 日程第 8 報告第 9 号 事故繰越し繰越計算書について< P 2 4 >
- 日程第 9 報告第 1 0 号 繰越計算書について< P 2 4 ~ P 2 5 >
- 日程第 1 0 報告第 1 1 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 2 5 >
- 日程第 1 1 報告第 1 2 号 株式会社あしよる農産公社の経営状況の報告について< P 2 5 ~ P 2 6 >
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 定住自立圏形成協定の締結について< P 2 6 ~ P 2 7 >
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定について< P 2 7 ~ P 2 8 >
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 足寄町公告式条例の一部を改正する条例< P 2 8 ~ P 2 9 >
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 足寄町税条例の一部を改正する条例< P 2 9 ~ P 3 0 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成23年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第177条の規定によって、3番榊原深雪君、4番木村明雄君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） 6月13日に開催されました第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月14日から6月24日までの11日間とし、このうち15日から21日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日は、最初に町長、教育委員長から行政報告を受けます。

次に、町長、教育委員長、農業委員会会長から行政執行方針を受けます。

次に、報告承認第2号を即決で審議をした後、報告第8号から報告第12号の報告を受けます。

次に、議案第46号につきましては提案説明を受け、質疑を行った後総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とします。

次に、議案第47号、議案第48号、議案第49号は即決で審議します。

なお、議案第50号から議案第57号まで

の補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

22日は、一般質問などを行います。23日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期の決定

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月24日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、15日から21日までの7日間は、休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は、休会に決定をいたしました。

○議長（吉田敏男君） 足寄町議会総合条例が本年5月1日から施行され、その運用に当たっては、今定例会が最初の取り組みとなりますので、何点か確認をさせていただきたいと思います。

一般質問は、今定例会により総合条例第89条第10項により、一問一答方式で行います。発言時間は発言と答弁を含め、2時間あります。

今定例会における一般質問通告書の提出期限は、条例第89条第5項の規程により6月

16日、午後4時までであります。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果
を上げていただくため、一般質問通告書の
内容が具体性に欠け、要旨が明確にわから
ない場合、または町の事務の範囲外の場
合は、通告書を受理できないないことが
ありますので、あらかじめ申し上げてお
きます。

質問の方法は従来の一括で述べるの
ではなく、一問ずつ質疑、答弁を繰り
返し、納得のいくまで質疑をしてい
ただき、1問目が終わりましたら2
問目に入ってくださいになります。

一例といたしまして、3問の一般
質問を用意をしていて、2時間の中
で2問までしか質問、答弁ができ
なかった場合、3問目に入ることが
できない場合がありますので、一般
質問者は時間配分にも十分気を
つけていただきますと思います。

答弁書の配付につきましては、一つの
質問ごとに配付をさせていただきます
ので、質問者は次の質問に移る際
には、「次に移ります」の発言を
お願いをいたします。

次に、条例13条により議案審議
における自由討議を行います。議
案審議の際に、議員相互間の自由
討議で十分に審議をし、合意形
成に努め、町民に説明責任を果
たさなければならない。とな
っておりますので、議員各位の
積極的な発言をお願いをいた
します。

次に、条例第6条第6項にお
いて、議案等に対する議員個々
の採決態度を町民が的確に評
価できる情報提供を議会広報
等で公表することから、表決
の際に起立を求めますが、
その際に何番起立と議長が
宣告しますので、お座り
くださいと宣告するまで
そのままお立ちをいただき
たいと存じます。

以上であります。

なお、本日すべての議案終了
後、議員協議会を開催を
したいと思っておりますので、
よろしくお願いを申し上げ
たいと存じます。

ここで、暫時休憩を行います。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、
会議を再開いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3
諸般の報告を行います。

前期定例会に報告以降、議長
の報告事項は、印刷してお手
元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を
終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第4
行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出
がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長
のお許しをいただきましたので、
10件の行政報告を申し
上げます。

まず1点目でございますけれども、
東日本大震災にかかわる本町
の対応についての件でござ
います。

3月11日に発生した東日本
大震災にかかわる本町の被災
地支援等の対応状況につ
きましては、平成23年5
月開催の第3回臨時会
で御報告をさせていただきました
が、その後の状況等につ
いて御報告いたします。

4月7日にJAあしよろと町
の協同で、福島第1原発事
故で被害を受けている福
島県酪農業協同組合、JA
全農福島、福島県小野
町地区酪農協を支援する
ために、牧草ロール34
個を福島県本宮市へ搬
送し、その後、福島県
酪農業協同組合外2団
体から追加搬送要請が
あったことから、JA
あしよろ組合員から
無償提供いただいた
牧草ロール204個を、
6月9日までに15
トントラック合計12
台により順次搬送
いたしました。

原発から30キロメ
ートル圏外に避難して
いる育成牛の本町への
受け入れにかかわる
検討については、
受け入れ環境を整
えることが現状
では困難ですが、
引き続き、関係
機関と検討を進
めてまいりたいと
考えており

ます。

義援金の募集につきましては、3月中旬から役場、町民センター、国保病院、子どもセンター、商工会加盟事業所やJAあしよろ関連事業所等に募金箱を設置しており、日本赤十字社足寄町分区や共同募金会に直接届けていただいた義援金と合わせて、5月末現在でおよそ1,330万円の善意が集められて、おり、引き続き9月末まで募集を行うこととしております。

次に人的支援の関係であります。職員派遣については、3月下旬と4月中旬に消防職員2名を宮城県石巻市にそれぞれ約1週間派遣いたしました。新たに5月下旬から9泊10日で被災自治体への支援活動の一環として、自治労足寄町職員労働組合と協調し、岩手県山田町に義援金等支給業務等を行うために2名の職員を派遣いたしました。

なお、全国町村会及び全国市長会からの派遣要請を待っているだけでは、被災地への人的支援を行う機会が限られることから、姉妹都市や地域間交流等で友好関係を有し、被災地への職員派遣を長期間継続して行っている十勝管内の市町村に、本町職員の派遣協力の申し出を行いたいと考えております。

なお、被災地から本町へ職員派遣や物資支援の要請等があった際、即座に対応するため、宮城県に1人2週間出張して行政事務のお手伝いをするものと仮定をし、延べ14人分、およそ6か月の研修旅費と、引き続き福島県へ牧草ロールの搬送を行うものとして、牧草ロール約200個分の購入費と輸送費につきまして、今定例会において補正予算の提案をさせていただいておりますが、これら予算の執行に際しましては、被災地からの要請に応じて、柔軟な対応をさせていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

また、被災地支援に伴い支出した本年4月以降の経費は、福島県への牧草ロール提供にかかわる消耗品費と運搬費で、一般会計の予備費充用により対応いたしておりましたが、

これまでおよそ430万円の充用をした結果、残額がおよそ70万円となることから、予備費の増額補正の提案もさせていただいております。

今後も、国や被災地からの要請に積極的に応じるとともに、情報収集に努め、でき得る限りの支援を申し出たいと考えており、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

次に、ふるさと銀河線跡地の国土交通省保有地との等価交換等についての件でございます。ふるさと銀河線跡地の住民への売り払いや、国土交通省保有地との等価交換等につきましては、平成23年第1回定例会で御報告をさせていただきましたが、その後の状況等について御報告をいたします。

銀河線跡地は、町が利用を予定している市街地を中心とした地域を除き、銀河線跡地の隣接地を所有または使用されている方を優先して、地域の方々の希望を聞きながら売払い事務を進め、用地確定測量、売買契約、分筆登記や所有権移転登記がおおむね完了したところであります。

銀河線跡地は国道用地と隣接している地区が多数あり、帯広開発建設部足寄道路事務所から、将来の国道線形変更などの事業予定地や排水整備用地として、足寄町北6条1丁目4番地1のうちおよそ330平方メートル外27カ所、合計約1万7,841平方メートルにかかわる取得申し出がありました。

この取得に関し、帯広開発建設部足寄道路事務所から、郊南交差点改良により発生した国土交通省が保管している郊南1丁目29番地12の不用地約885平方メートルと、道路法第92条第4項に基づく等価交換の提案があり、5月27日に等価交換契約を締結いたしました。

等価交換により取得した郊南1丁目29番地12の約885平方メートルと、隣接する郊南1丁目29番地15の約2,005平方メートルの銀河線跡地の2筆、合計約2,890平方メートルにつきまして、郊南交差点

改良工事や学校の沢川河川切りかえ工事等において多大な御協力をいただいた有限会社カトレア代表取締役市原忠昭氏から購入希望があったことから、国土交通省から交換契約により取得した885平方メートルについては、交換契約時に国土交通省が設定した1平方メートル2,400円の単価により、ふるさと銀河線跡地の2,005平方メートルについては、1平方メートル約1,898円の単価により売買を行うことを予定しております。

なお、現在有限会社カトレアと賃貸契約をしている西町1丁目1番地10及び周辺の土地、合わせて4筆2,874平方メートルが、町の遊休財産であることから、売払い処分にかかわる協議を重ねた結果、購入していただくことのご了解をいただきました。

一方、町は有限会社カトレアから学校の沢川管理用道路用地として、およそ179平方メートルを取得する必要が生じたことから、町遊休財産2,874平方メートルの一部と等価交換を行うとともに、一連の土地取引を一体で進める予定としております。

引き続き、ふるさと銀河線跡地の有効活用と円滑な公共事業の推進のために、積極的に帯広開発建設部と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、十勝テレホンネットワーク株式会社の解散についての件でございます。

十勝管内の全自治体が出資しております十勝テレホンネットワーク株式会社につきましては、去る4月8日に開催されました臨時株主総会におきまして、会社の解散が議決されましたので御報告をいたします。

同社は、帯広市が当時の郵政省の推進するテレピア構想のモデル地域指定を受け、NTT無利子融資事業として簡易陸上移動体無線電話（自動車電話）事業により、地域における情報化を推進するため、昭和63年10月に、民間企業・帯広市・清水町の出資による第3セクター方式で設立されました。

本町を含め、十勝管内の全町村が同社への出資に至った経緯としましては、モデル地域指定エリアが帯広市から十勝広域市町村圏に拡大されたことを受け、平成元年2月に出資されたものであります。

同社による自動車電話契約数はピーク時に2,900台にまで達し、十勝地域の情報化の推進に貢献してきましたが、携帯電話の普及などに伴う情報通信環境の変化の影響を受け、徐々に契約台数が減少し、平成9年7月には、自動車電話事業の営業権を北海道セルラー社に譲渡し事業から撤退を図っております。

その後、情報通信企業を対象とするテレコムプラザ事業を展開しておりましたが、国の研究開発支援を受けて取り組んだ酪農にかかわる検知システムの事業化が進展せず、金融機関への借入金返済が困難となりましたことから、平成19年11月9日開催の臨時株主総会におきまして減資が承認され、資本金は2億7,290万円から9,824万4,000円に減額されております。

先の臨時株主総会におきましては、冒頭、花房代表取締役社長から解散に至る経緯について説明があり、平成21年12月に所有ビルの主要テナントである富士通グループの退去により賃貸収入が閉ざされた後に入居企業を確保できなかったこと、新たな事業として生乳抗菌検査キット製作を試みましたが製品化に至らなかったことなど、債務超過に陥った状況について報告があったところであります。

あわせて、金融機関からの資産売却の指導を踏まえて、本年3月31日に契約しました社屋ビルの売却についての報告もあり、会社の解散と清算人に花房代表取締役社長を選任する議案が議決をされております。

今後の解散手続きといたしましては、債権者の了解を取りつけやすいことや予納金の経費的メリットなどの理由から、会社法の規定に基づく特別清算により進められていく予定となっております。

なお、本町が出資しました株式は2株、額面10万円であり、同社が特別清算により資産を換価し債権者に配当した後に残余金がある場合は配当を受けることとなりますが、担当弁護士からは、債務超過状態にあることから出資者への配当は見込めないとの見通しが示されております。

同社が自動車電話事業から撤退した以降、一株主として経営再建を見守ってきておりましたが、債務超過による会社の解散により、町民の財産である株式が無価値となることに対してはまことに遺憾に思うところであります。一方で設立より22年超にわたる事業活動により、広大な地理的特性を有する十勝地域における情報通信環境の向上や地域への経済効果をもたらし、一定の役割は果たしたものと考えているところであります。

以上、十勝テレホンネットワーク株式会社の解散についての御報告といたします。

次に、消防の広域化についての件でございます。

消防の広域化につきましては、平成23年第1回定例会で、十勝圏複合事務組合議員協議会において、消防広域化に向けた検討課題の調整案（骨格）が示されたことなど、広域化の検討状況について御報告をさせていただきましたが、その後の検討状況等について改めて御報告をいたします。

現在、十勝圏複合事務組合において、平成25年1月1日の広域化に向けて必要な検討を進めておりますが、このたび（仮称）十勝圏広域消防運営計画（素案）が、別冊資料のとおり示されました。

広域消防運営計画とは、消防の広域化に伴う際に広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項、消防本部の位置及び名称、市町村の防災にかかわる関係機関相互の連携の確保に関する事項等を定める必要があるものです。

この素案の内容を十勝全市町村で検討後、7月中旬から（仮称）十勝圏広域消防運営計画（案）として、十勝全市町村の住民を対象

に意見募集を行い、その後、いただいた御意見等を踏まえ、再度、各市町村で検討を行い、10月下旬に広域消防運営計画の完成を目指すこととしております。

また、平成25年1月1日の広域化実施のためには、平成24年4月には、広域消防準備室の発足が必要であり、その前段として、本年12月までに十勝全市町村議会における十勝圏複合事務組合規約の変更議決と、足寄町にあつては、池北三町行政事務組合規約の共同処理する事務から消防に関する事務を除く議決を行う必要があるものとされております。

しかしながら、いまだ各市町村の消防署の体制や人員配置の方法、財政負担の方法、財産の取扱い等解決すべき課題が山積しており、十勝圏を一つの消防組織で運営するこの方法が最適であるか否かを判断できる状況には至っておりませんが、住民サービスの向上と財政健全化のため、引き続きオール十勝により様々な検討を進め、連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、医療と介護・保健・福祉連携システムの一環として行う地域包括支援センター機能強化事業の取り組みについての件でございます。

医療と介護・保健・福祉の連携システム（以下、「連携システム」と申し上げます。）構築に向けた取り組みにつきましては、平成23年第1回定例会において第一段階として町内病院機能における医療と介護の役割分担についての御報告をさせていただきましたが、その後の取り組みについて御報告いたします。

町内人口の減少に伴い少子化と高齢化が進展していく状況のもと、共に支えあう地域力と町民個々の健康の維持、そして、さまざまな不安や困りごと、また、御家族の身体状況等の変化に応じて、いつまでも安心して暮らせる家庭生活を守り、町の産業経済活動の活性化を図っていくためには、それぞれの町民

の家庭内状況に応じた適切な対応を取っていくことが肝要であると考えております。

そのため、すべての町民の安心の醸成と確保に向け、連携システムの早期の具現化を目指し、核となる地域包括支援センターの機能強化を図ることといたしました。

国において、平成23年3月11日に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律案が閣議決定され、現在、国会審議中ではありますが、国の平成23年度予算において、24時間対応の定期巡回・臨時対応サービス等推進事業や地域包括支援センター等機能強化事業等の事業が創設され、3月末に平成23年度事業採択に向けた国からの実施協議の通知があったことから、当町において地域包括支援センター等機能強化事業の採択に向け協議を行った結果、平成23年度補助金について内示額決定の通知を受けました。

補助事業の詳細については、現在、国の対応が東日本大震災への対応に時間を要していることから未定の部分がありますが、当町の計画といたしましては、行政執行方針でも触れておりますとおり、第二段階として連携システム構築の促進に向けて地域包括支援センターの機能強化を図り、将来の（仮称）ソーシャルワークセンターの稼動開始を目指す計画としております。

具体的な機能強化事業といたしましては、一つには町民が有する各種の不安材料に対し、種類を問わず受け付ける総合相談窓口の開設。

二つ目には、高齢者等の持つ様々な情報等を収集・集積し関係者間で共有し、必要時に迅速で適切な対応を可能とするシステムの構築。

3点目といたしまして、公営・民営を問わず各施設等の情報共有により、要介護者等の身体状況等に応じて施設機能と入所等のマッチングを行い、介護保険サービスの一元的な利用調整を行うシステムの構築。

4点目といたしまして、町民に対し各種情

報の発信や啓発を行い、安心をはぐくむ。

5点目といたしまして、介護予防支援事業の強化を図り、高齢者等の健康維持を促進していく。

以上のような事業を推進し、地域包括支援センターの機能強化を図りながら、連携システム構築の総合推進部署としていくため、今定例会に関係補正予算の提案をさせていただいておりますので御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

今後におきましても、連携システムの進捗状況にあわせて随時御報告をしていく所存でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、医療と介護・保健・福祉連携システムの一環として行う、地域包括支援センター等機能強化事業の取り組みについての御報告といたします。

地域活性化交付金により取得した旧法務局庁舎の活用についての件でございます。

平成22年度地域活性化交付金により創設された住民生活に光をそそぐ交付金実施計画に基づき整備する、旧法務局足寄出張所の改修整備後の活用策及び初度備品等の整備について御報告をいたします。

旧法務局足寄出張所の活用策につきましては、平成23年第1回臨時会において概要の御報告をしておりますが、家庭内や配偶者等からの暴力、いわゆるDV対策や消費者問題等に対して、専門相談員を配置して不安や悩み事の相談を受けたり、必要に応じ迅速に関係部局に引き継げる体制をつくり、相談者が落ち着いて相談のできる相談室等を整備し、総合的な相談や支援等を行える環境づくりを行います。

あわせて、各種社会福祉事業活動の拠点として足寄町社会福祉協議会に入室していただき、現在、町が重点的に推進している医療と介護・保健・福祉の連携システムにおける各種サービスを展開していくための事業所として、さらなる福祉サービス事業の拡大に向けた活動を展開していただくこととしておりま

す。

さらに、玄関ホールの一部を高齢者等地域交流サロンとして開放し、総合相談窓口・社会福祉協議会の開所時間に自由に利用していただくことで、地域高齢者等が外出するきっかけを促進させ、地域における孤独感や閉じこもり状態の解消、新たな生きがい等をつくり出していただく地域交流サロンスペースとしていきます。また、社会福祉協議会事業の一環でもある各種ボランティアの皆様のご活動拠点として活用をしていただきます。

今定例会におきまして、先に述べました様々な業務の実施に向け相談室等で使用するテーブルや椅子等の各種初度備品等の購入費用に対する補正予算を提案させていただいておりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、高齢者等地域交流サロンスペースに要するテーブルや椅子、テレビ、茶器等の初度備品購入費用につきましては、社会福祉協議会に高齢者サロン整備事業補助として支出し、財源は、ふるさと納税として御寄附をいただいた中から、足寄町の社会福祉に役立てて欲しいと用途の明示をいただいた寄附金を使用させていただき寄附者のお心にこたえてまいり所存でございます。

当該施設の運用に向け、必要とする維持管理経費等につきましては今後の議会に提案をさせていただき予定でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告いたします。

次に、足寄町バイオマスタウン構想についての件でございます。

足寄町バイオマスタウン構想について御報告を申し上げます。

国において法律では、地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用まで効率的なプロセスで結ばれた総合的利用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われることを目指し、市町村等が作成する構想をバイオマスタウン構想としております。

市町村等から提出されたバイオマスタウン構想案は、関係する1府6省で構成されるバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議において、構想としての基準に合致しているか検討した後、推進会議事務局が当該地区をバイオマスタウン構想として公表し、その後、市町村等が各事業実施の際は、国からの補助金を受けられることとなります。

本町に豊富にある再生可能な生物由来の有機物資を有効に活用するための指針を明確にし、利用システムの構築を図るため、本町においても構想策定委員会および庁内委員会を組織をし、農林水産省の地域バイオマス利活用交付金事業の補助を受け、構想の策定を実施いたしました。

策定委員会は、九州大学北海道演習林の久米林長を委員長とし、町内関係団体より16名、また庁内委員会は、副町長を委員長として関係課職員12名、オブザーバーとして十勝東部管理署を含めた6団体で構成して委員会を開催し、構想提案を平成23年3月22日に推進会議事務局に提出をし、同年4月28日に公表されたところでございます。

構想内容は、本町の豊富なバイオマス資源を有効に活用することを基本方針として、森林資源を無限資源とするシステムを構築するとともに、木材の高付加価値化とエネルギー化の推進、農業系バイオマス資源の循環型システムの推進、太陽光など自然エネルギーと連携したエネルギー供給システムの構築、バイオマスを高度に活用する新たな住環境の推進などとなっております。

構想の実現には、民間活力や関係団体による連携、また、補助事業等の導入が不可欠と考えており、今後の事業推進等においては、関係省庁へ直接補助金申請が可能となりますことから、事業計画を整理し、検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、構想の詳細につきましては、本日配付いたしました報告書及び概要版を御参照願います。

次に、足寄町住生活基本計画及び足寄町公営住宅等長寿命化計画の策定の件でございます。

今後における住宅政策の目標、推進方針等の具現化を図るための公営住宅等長寿命化計画等の策定を平成22年度に実施をし、平成23年3月24日付で足寄町住生活基本計画及び足寄町公営住宅等長寿命化計画を策定しましたので、御報告いたします。

本町では、平成16年3月に策定をした足寄町住宅マスタープラン及び足寄町公営住宅ストック総合活用計画に基づき住宅政策及び公営住宅等整備事業を進めておりましたが、策定後6カ年を経て、町民の多様な住宅ニーズや町営住宅需要に的確に対応するとともに、国の住宅政策として平成18年に制定された住生活基本法や平成21年度からの公営住宅等ストック総合改善事業等の拡充に対応した公営住宅等長寿命化計画の策定が求められていることから、従前の足寄町住宅マスタープランを足寄町住生活基本計画に、足寄町公営住宅ストック総合活用計画を足寄町公営住宅等長寿命化計画に再編、整備することいたしました。

計画策定に当たっては、課長職で構成する策定委員会の下に主査職で構成する作業部会を設置をし、十勝総合振興局建設指導課の主幹、係長、主任の3名に協力委員として参画をいただき、それぞれ3回の部会、委員会を開催し、また、平成23年2月24日から3月16日までの間にパブリックコメント（町民からの意見募集）を実施し、策定を行ってまいりました。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、足寄町住生活基本計画においては、町民の豊かな住生活の実現に向けた住宅政策の方針と政策の方向性を定め、特に、福祉政策と連動した高齢者住宅についての取組みを行うこととし、足寄町公営住宅等長寿命化計画においては、現状400戸の管理戸数を平成32年度に332戸とし、廃止156戸、建設88戸、改善、修繕

244戸とする事業計画において、予防保全的な維持管理に転換を図り、耐久性のある長寿命化によるコスト縮減と計画的な改善、修繕計画を定めております。

今後、本計画に基づき本町の住宅政策を推進してまいりたいと考えております。

以上、足寄町住生活基本計画及び足寄町公営住宅等長寿命化計画の策定についての御報告といたします。

なお、計画の詳細につきましては、本日配付いたしました足寄町住生活基本計画及び足寄町公営住宅等長寿命化計画を御参照願います。

次に、土地区画整理事業にかかわる訴訟等の現状につきまして御報告を申し上げます。

平成22年11月29日開催の第6回臨時会において、浅川雅巳氏にかかわる建物収去土地明渡請求事件の訴訟費用額2万1,040円と執行費用額353万7,198円が納付期限を過ぎても未納であり、その後、督促状、催促状を送付しましたが未納な状況であること、督促を行った後、相当の期間が経過してもなお債務の弁償がなされない債務名義のある債権については、地方自治法施行令第171条の2第1項第2号に強制執行の手続きをとらなければならないと規定されていることから、強制執行の手続きを釧路地方裁判所帯広支部に申請をし、債権の回収を行うことについて、御報告をさせていただきました。

平成22年12月15日付で、強制競売申立書を釧路地方裁判所帯広支部に提出をし、同年12月24日付で強制競売開始決定がなされました。

その後、釧路地方裁判所帯広支部により強制競売物件の買受可能価額の評価が行われ、平成23年4月14日付で強制競売物件の買受可能価額にかかわる通知書が送付され、4月19日付で受領いたしました。

通知書の内容は、強制競売物件である不動産の買受可能価額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権（以下「優先債権」という。）の合計額に満たなく、買受可能価額

で売却された場合に、競売申し立てをした差押債権者が請求債権の弁済を受けられない無剰余となり、通知を受けた日から1週間以内に手続費用及び優先債権の見込額の合計額以上の額を定めて申出及び保証をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申し立てにかかわる強制競売の手続きを取り消すこととなります。ただし、1週間以内に優先債権者から強制競売の同意を得られた場合は、この限りではないと言う内容でありました。

債権回収のために強制執行の手続を行ったこと、買受可能価額の評価額が強制競売という性格上、実勢価額より安価になっていることなどを考慮し、優先債権者と協議したところ、自己の債権の全部の弁済を受けることができなくても強制競売に同意する意向が示されたことから、4月26日付で優先債権者の同意を提出をし、同日付けで競売続行決定がなされました。

現時点では、強制競売の日程などは確定しておりませんが、今後の強制競売に向けて、強制競売不動産の将来的な土地利用も踏まえ、足寄町の強制競売参加の有無についても検討してまいりたいと考えております。

以上、建物収去明渡請求事件にかかわる執行費用等の現状についての御報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療体制等についての件でございます。

国民健康保険病院の診療体制につきましては、平成23年第1回定例会で御報告をさせていただきましたが、その後、医師が着任となりましたことから、現況について御報告をいたします。

外科医師につきましては、4月に北岡文生医師が着任し、消化器外科を専門とする外科医長として勤務されております。また、内科医師につきましては、竹本尚史医師が4月から消化器内科と家庭医学を専門とする内科医長として勤務され、これで常勤医師は、外科医師1名、内科医師2名の3名体制となったところでございます。

なお、過日病院を視察いただき懇談していただきました香川県在住の内科医師から当院への赴任について承諾の旨の連絡があり、早ければ8月1日の赴任に向け、現在、諸手続を進めているところでございます。これで内科医師3名体制が整い診療の安定が図られるものと考えております。

次に、医療連携についてですが、平成21年4月より院内に医療連携室を設置、職員1名を配置し、福祉・医療施設等との連絡調整を行い、これまでに多くの患者さんの退院支援を円滑に取り進めているところですが、今後、医療と介護・保健・福祉連携システム構築に向けた取組みが進められていく中で、医療連携室が担う役割もますます重要となることから、6月1日付けで医療連携業務を担当する看護師を参事職として1名配置いたしました。今後、福祉課との連絡調整に加え、入院患者の退院支援及び平成24年4月の我妻病院病床の介護療養型老人保健施設転換に向けた病院間の連絡調整等を円滑に進めるべく対応して参りたいと考えております。

以上、国民健康保険病院の現状についての御報告といたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、10件の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長 星崎隆雄君。

○教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告2点について報告を申し上げます。

足寄高等学校の現状と存続に向けた取り組みについて御報告申し上げます。

足寄高等学校の入学者選抜後、入学予定者数が38人となり1学級相当以上の欠員になったため、北海道教育委員会から、平成23年3月31日付で学級数を2学級から1学級に削減する通知を受け、平成23年5月1日現在の新入学生徒の在籍者数も同じく38

人となり決定しました。

北海道教育委員会が平成18年8月に策定した「新たな高校教育に関する指針」で、1学級の定員を40人とし、1学年は4学級から8学級が望ましい学校規模で、1学級から3学級は小規模校として再編整備の対象とされており、2学級以下の高校は「中学校の卒業生数、学校規模、募集定員に対する欠員の状況、地元からの進学率」などを勘案して順次再編整備を行い、1学年1学級から地域キャンパス校化の導入を図るとし、1学級の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数増が見込めない場合は再編整備するとなっております。

平成23年度から25年度までの十勝管内の公立高等学校配置計画では、帯広緑陽高校と新得高校の生徒募集を平成25年度から1学級減となることが決定をしておりますが、足寄高等学校においても1学級相当以上の欠員が生じたことで、5月1日現在の第一学年の在籍者数が指針に示した人数要件に該当し、その後も生徒数の増が見込むことができない場合については、配置計画を見直すこととされています。

平成23年度の足寄中学校や近隣町の中学校の卒業予定者数は、足寄中学校が61名、陸別中学校が32名、本別町の中学校が82名であります。

足寄・本別高校の間口が合わせて三間口となった場合には、地元高校への進学が出来ない状況になることが想定されることから、5月9日に十勝総合振興局で開催された、第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会において、北海道教育委員会より、平成23年度の入学選抜の結果や今後の中卒者の状況の説明と平成24年度から平成26年度までの計画に対する意見・要望が求められ、足寄高等学校の二間口化への計画変更を強く求めてきました。

6月7日に開催された北海道教育委員会において、平成24年度から平成26年度の公立高等学校配置計画の変更が協議され、平成

24年の中卒者数の状況などが総合的に勘案された中で、足寄高等学校の平成24年度の募集については、1学級増の二間口で行われる計画案が決定され公表されました。

足寄高等学校では、足寄高等学校振興会等の支援により生徒や保護者が足寄高校に対し、さらに魅力を感じることができるよう、学力向上に向けた進学合宿や習熟度別授業、各種検定試験の資格取得、就職対応講習及び部活動への補助、加えて地域協定を締結した九州大学の学生による進学ガイダンス等の開催に取り組んでおります。

平成23年度卒業生においては、国公立大学や看護学校、各種専門学校への進学、就職の決定などで良好な実績を上げておりますが、さらに地域ぐるみで取り組みを強化し、地元高校への進学率の向上を図ることが重要であります。

新たな支援強化のため、足寄高等学校振興会に対する補助を平成23年度から、高体連・高文連・高野連負担金と地区大会・全道・全国大会遠征費の部活動支援として105万円を増額させていただきました。

足寄高等学校における平成24年度の募集間口が二間口になる計画案が決定され公表されましたが、さらなる支援強化策として魅力ある学校づくりの促進のため、進学・就職活動に結びつくように検定・模擬試験費用の自己負担解消を図る経費と、町民や近隣町の中学生・保護者等に対する足寄高等学校の情報を提供し、PR効果を高める経費として情報紙などの発行経費や中学生の高校説明会の充実を図る経費として、本定例会に補正予算を計上させていただきました。

足寄高等学校の存続に向け、保護者の負担軽減や魅力ある学校づくりの取り組みなど、考えられるあらゆる取り組みを進め、足寄高校を存続させる会とともに、引き続き存続に向けた支援・協力をしてまいりますので、町議会の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、新国際交流員の招へいについて御報

告申し上げます。

町民の国際理解の推進や姉妹都市との交流促進を図るため、外国青年招聘に関する要綱に基づき、本町の姉妹都市でありますカナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市の協力のもと、平成4年度から国際交流員を招聘し、本町の国際交流の進展に大いに貢献されているところであります。

現在の第9代国際交流員エバン・ブーイ氏につきましては、昨年の9月に着任し、小中学校での国際理解教育や英語教育の推進のほか、学校外でも小学校や保育園児を対象としたこども英語クラブ、ペピー・キッズの実施や町のイベントへの参加等で活躍していただいておりますが、現雇用契約が満了する本年8月末をもって帰国するとの回答を受けたところから、後任としてウェタスキウィン・足寄友好協会から推薦を受けた同市出身で海外での英語指導の経験があり、レクリエーション治療士及びボランティアコーディネーターであるイアン・ラスカウスキー氏、25歳、男性を招聘することといたしました。

国際交流員の交代後も、引き続き学校における英語教育や国際理解教育の推進及び地域における国際交流の推進をより一層図ってまいりたいと考えていますので、町議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 行政執行方針

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政執行方針について町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、平成23年第2回足寄町

議会定例会の開催に当たり、私の町政執行に望む基本的な考えと補正予算に関する御説明を申し上げます。

私は、去る4月24日執行されました統一地方選挙におきまして、住んでよかったと思えるまちづくりを掲げて立候補し、町民の温かい御支援をいただき、3期目の町政を担わせていただくこととなりました。

その責任の重さを考えると身の引き締まる思いでありますし、2期8年の町政運営、経験をもとに町民目線を持って誠心誠意、足寄町の発展に取り組む所存でありますので、町民の皆様、町議会議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

まず、3月11日発生した東日本大震災に関する認識と、この間における足寄町の支援の経過を述べたいと思います。

大地震、大津波、原子力発電所の事故と、だれしも経験したことのない大災害が同時に襲いかかり、壊滅的な被害をもたらしました。私の認識としては、今回の大災害、とりわけ原子力発電所の事故もあり、ある意味国家的危機と思うところであり、被災地域だけの問題ではなく国全体、国民一人一人が何をなすべきか、何ができるのかを考え、そして行動しなければと考えたところでもあります。

改選前の第1回定例会において、足寄町としてできる限りの支援をすることとし、当面必要となる経費については予備費で対応させていただくこととし、議員各位の御理解をいただいたところでもあります。

具体的な取り組みとして、町民の皆様方には義援金・支援物資の提供をお願いしたほか、町で保有しております災害備蓄品の提供、JAあしよろ農協との連携により、牧草ロールの提供に取り組んでまいりました。

被災された多くの皆様に関心からお見舞い申し上げますとともに、現地では今なお大変な状況が続いていることから、引き続き人的支援を含め、検討してまいります。

次に、町政執行に当たっての基本姿勢を申し上げます。

平成17年3月に策定をいたしました足寄町第5次総合計画、緑輝く大地に人のやさしさがあふれるまちを指針とし、さらには、実施計画平成23年度から平成25年度を基本とし、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、その重点項目について申し上げます。

第一は、今議会で議決をお願いする帯広市との定住自立圏形成協定に基づき、広域行政推進に取り組んでまいります。

第二は、昨年4月から取り組んでいる、医療を中心とした介護・保健・福祉の連携システムの構築に引き続き取り組みます。当面は、大きく一步を踏み出した我妻病院と国保病院の機能分担実施（平成24年4月1日）に向けまして、相互の連携を強化をし、スムーズな移行に全力で取り組みます。

第三は、昨年11月から12月に国に対し提案した、カラマツの利活用に関する取り組みの具現化に向けた調査・検討を進めてまいります。

第四は、農業後継者対策について関係機関と連携のもと、引き続き取り組み、とりわけ放牧酪農を中心とした新規就農者対策を進めます。

第五は、地域内経済循環と元気のあるまちづくりにつながる活動支援として、住宅新築に当たって地元企業施工による場合に100万円を助成、また、30万円を上限とするまちづくりにつながる活動への助成、この二つの支援制度を創設いたします。

以上、町政執行に当たっての私の基本姿勢、重点項目などについて申し上げますが、町民の皆様並びに町議会議員の皆様の御理解、御支援と御協力をお願いを申し上げます。

次に、平成23年度の一般会計、特別会計、事業会計の補正予算案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本年度は統一地方選挙の年でありますことから、当初予算の編成におきましては、いわ

ゆる骨格予算として編成してまいりましたが、今次御提案申し上げます補正予算は、先ほど申し上げました町政執行方針に基づく政策予算等につきましてそれぞれ措置するものであります。

その結果、今次補正の歳出予算の総額は、一般会計6億5,402万円、特別会計1億6,011万8,000円、事業会計3,570万7,000円、合計8億4,984万5,000円となり、これを当初予算等に加えました各会計の総額につきましては、一般会計77億9,768万3,000円、特別会計33億2,835万2,000円、事業会計14億6,417万9,000円、合計で125億9,021万4,000円となるものであります。

以下、その概要について御説明いたします。

まず、地域活性化の推進についてであります。定住人口の確保と地域経済の活性化を図ることを目的に、町内建設業者により住宅を建設する町民に対し、1戸当たり100万円の補助を行うこととして、合計10戸分の予算措置をいたしました。

また、住民参加によるまちづくり、住民の主体性が発揮できるまちづくりを推進するために、地域の課題解決や地域振興などのまちづくり活動を行う町内住民グループに対し、1事業につき30万円を限度に補助を行うこととして合計5団体分の予算措置をいたしました。

次に、東日本大震災の被災地にかかわる支援対策であります。職員派遣費用と支援物資の購入および運搬費用として、合計873万5,000円の予算措置を行いました。これらの予算につきましては、被災地からの具体の要請に対し、迅速かつ柔軟に対応する必要があると考えており、状況によっては流用等の弾力的な予算執行を行わせていただきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

次に、新エネルギー利用の推進についてで

ありますが、東日本大震災による原子力発電所の事故もあり、安全な新エネルギー利用促進や省エネルギーが一層求められ、引き続いて一般住宅への太陽光発電システムと木質ペレット燃焼機器導入に対し補助を行う予算措置をいたしました。また、バイオマスタウン構想に掲げた豊富な資源を活用した各分野でのバイオマスの具体的な産業おこしの推進を図ってまいります。

次に、福祉施策の推進についてであります。少子化・高齢化の急速な進展を背景に、すべての町民が安心して暮らしていけるまちづくりと町の活性化の推進に向け、町民が安心して産業活動や家庭生活を営める社会環境を維持していくために医療と介護・保健・福祉の連携システム（以下、連携システムという。）の具現化に向け、町内病院機能の役割分担に伴う円滑な移行を推進してまいります。

また、連携システムの基盤となる地域包括支援センターの機能強化を推進するため、町民の持つ多種多様な悩みや困り事の総合相談窓口の開設や対応できる体制や町内高齢者等を取り巻く各種情報の集積と適切な支援につなげていく体制の早期構築と、将来に向けた高齢者等の住まい方のあり方について検討を進めるとともに、介護予防への取り組み強化を図り、少しでも長く自宅での生活が楽しめる高齢者等の安心をはぐくむ健康維持の増進施策を進める体制を強固にしていくための予算措置をいたしました。

また、昨年度に地域活性化交付金で取得をいたしました旧法務局足寄出張所の整備後における、DV対策や消費者問題等の相談窓口開設に必要な初度備品の整備と、併設して設置を計画している高齢者交流サロンスペースの初度備品等の整備を行い、町民の持つさまざまな不安や悩み事の解消や、高齢者等の閉じこもり解消及び新たな生きがいがづくりの増進を図るための予算措置をいたしました。

足寄町独自施策として行なっている重度心身障害者年金と敬老祝い金につきましては、

本年度も引き続き支給継続を行なう予算措置をいたしました。

さらに、高齢者等の健康阻害の大きな要因である肺炎などの感染症による重篤化を防ぐため、新たに町独自の助成により高齢者への23価肺炎球菌ワクチン接種の予算措置を行い、昨年度より開始している乳幼児等への7価肺炎球菌ワクチン接種との相乗効果を図るなど、町民の感染症防止対策の推進をしてまいります。

次に、農業振興についてであります。農業従事者の減少・高齢化・農業所得の激減など大変厳しい状況にある中、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されることを目的に、平成23年度から本格実施される農業者戸別所得補償制度の導入に伴い、行政と農業者団体等が協力して推進していく体制を構築するため、足寄町農業再生協議会を設立し、事業推進のため補助金の予算措置をいたしました。

平成21年度の冷湿害、平成22年度の高湿・多雨は、農作物の生育に多大な影響をもたらしましたが、町としては、この間、湿害の影響を受けた多くの圃場に対し、湿害対策緊急排水事業を足寄町農業協同組合と連携し、実施してまいりました。

今年度は戸別所得補償制度の導入円滑化に向け、畑作農家に対し、緊急的に戦略作物等、小麦・てん菜・大豆・でん粉原料バレイショの生産拡大に支障となっている圃場の排水不良を解消、これは暗渠排水、心土破碎等をするため、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業を単年度で実施をし、意欲ある農業者が安心して営農に取り組めるよう、基盤整備事業補助金の予算措置をいたしました。

農山村交流促進事業として、農業体験・農家民泊等を通じ、地元の子供たちには、生まれ育ったふるさとに愛着を持ってもらい、都会の子供たちには農村の素晴らしい自然の中で、安全・安心な食糧がつけられる現場を実

感してもらうなど、地元と都会の子供たちの交流の場を設けることによって、農村と都会が互いに支え合い、将来的な農山村の再生・活性化に向けた活動を行うことを推進するための予算措置をいたしました。

限られた財源の中で、自律的かつ持続的な農業振興対策を念頭に置き、行政、農業団体、農業者の役割分担を明確にするとともに、将来につながる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、営農用水道等費についてであります。営農用水の管理施設における計装装置、通信機器、機械設備等の改修工事を行い、管理水準向上の推進を図るため予算措置をいたしました。

また、中足寄営農用水道管の老朽化に伴います敷設替工事費を昨年度に引き続き実施する予算措置をいたしました。

次に、林業振興についてであります。民有林造林の補助事業でありました北海道21世紀北の森推進事業は、平成22年度で事業が終了し、この事業を引き継ぐ未来につなぐ森づくり推進事業が新たにスタートをいたしましたので、森林環境保全整備事業実施要領に基づく造林事業推進のため予算措置をいたしました。

森林・林業再生プランがスタートし、新たな森林経営計画の認定を受けることが必要となることから、森林整備計画策定事業実施の予算措置をいたしました。また、町有林維持管理のため、森林整備事業実施の予算措置をいたしました。

下川町、滝上町、美幌町との4町で実施している森林バイオマス吸収量活用推進協議会において、森林協定等による収入が約8,700万円となっており、引き続き森林吸収量モニタリング調査を実施するため予算措置をいたしました。

また、今後の事業推進のあり方について4町で協議した結果、地方自治法第252条の2に基づく法定協議会へ移行する手続を進めることとなりました。法定協議会移行へのス

ケジュールといたしましては、4町間で調整を進め、9月の第3回定例会において、法定協議会の設置に関する議案の提案を予定しております。

次に、商工振興についてであります。足寄町中小企業特別融資制度は、町内中小企業者の経営の安定化を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的に、足寄町商工会や町が指定した金融機関である北海道銀行足寄支店と帯広信用金庫足寄支店と連携を図り、両金融機関に5,000万円と4,000万円を預託し、それを原資として預託金の3倍を上限に融資を行っております。昨今の経済状況の低迷から、この融資制度を活用する中小企業者が今後とも増加することが見込まれるので、中小企業者の一層の経営安定化を図るため、預託金増額の予算措置を行いました。

次に、地籍調査事業についてであります。市街地を除く旧銀河線跡地周辺の画地調整を行う地籍図修正業務を通して、国道及び銀河線跡地周辺における土地の位置づけに関する明確化を図るための予算措置をいたしました。

次に、土木建設工事についてであります。道路整備を通して生活道路の改善・確保を図るため、旧鉄道敷地において（仮称）西町鉄道沿通整備として、銀河ホール21と町道神社前通間の道路整備工事を行うほか、旧鉄道敷地整備として、照明灯、植栽工を実施する予算措置をいたしました。

また、町道郊南1丁目3・4号通及び栄町1丁目1号通の道路整備工事の予算措置をいたしました。

土木車両管理費において、安定的な除排雪体制の確保と安全・安心な冬期交通環境の確保を図るため、社会資本整備総合交付金を活用しての除雪トラック、10トン更新に要する予算措置をいたしました。

次に、公園管理についてであります。都市計画公園であります緑栄公園、稲荷山公園のトイレ水洗化工事を行うほか、旧鉄道敷地散策路4,270平方メートルの草刈りを行

い、環境衛生の向上と施設利用者の利便性を図るため予算措置をいたしました。

次に、教育振興についてであります。学校施設の耐震化は、平成22年度に足寄中学校屋内体育館の耐震改築工事が完了し、耐震基準に満たない学校施設は中学校校舎を残すのみとなっております。

中学校校舎の耐震化については、耐力度調査の結果、耐震基準を満たしている昭和60年度建設の二線校舎863平方メートルを除く、一線校舎や家庭科・技術科教室などの特別教室、職員室などの2,817平米について、耐震改築工事を平成24、25年度の2カ年間での実施を予定しておりますので、改築実施設計の予算措置をいたしました。

スクールバスの更新については、平成2年に購入した42人乗りバスが、運行から21年を経過し、走行距離も45万キロを超え、修繕が多発するなどの老朽化が著しいことから、僻地児童生徒援助費補助金を活用し更新するもので、新たに購入する車両は児童・生徒数の減少から15人乗りの車両を計画し、予算措置をいたしました。

教育用パソコンの整備につきましては、平成16年度に更新した大誉地小学校、芽登小学校、螺湾小学校3校の児童教育用パソコン15台を更新するもので、導入後7年を経過し機器やソフト、システムが旧式化したことから予算措置をいたしました。

中学校教員住宅3棟4戸の改修工事については、下水道供用開始地区として下水道工事が完了したことによる水洗化工事と合わせて老朽化した施設の改修を行い、住宅環境の整備を図るため予算措置をいたしました。

次に、特別会計の土地区画整理事業についてであります。区画道路の整備等で支障となる建物等の移転補償契約締結のための積算業務、北2条4丁目の区画道路及び北5条1丁目の区画道路と、上水道の調査設計、東通、中央通、北6条1丁目の区画道路の整備工事を行い、精算金の仮精算についても、昨年度に引き続き実施する予算措置をいたしま

した。

次に、特別会計の特別養護老人ホームについてであります。個性を大切に、家庭的な雰囲気の中でその人らしい生活を保っていくユニットケア効果をさらに増進させるとともに、老朽化している特殊浴槽や地デジ対応テレビなどの設備更新を行う予算措置により、安心して明るく住みよい生活が送れる施設づくりを進めてまいります。

次に、足寄町上水道事業会計についてであります。土地区画整理事業に伴う配水管敷設がえ事業を行い、地域住民に安心・安全な水道水の安定的な供給とあわせ、水道事業の運営基盤の強化を図るため、効果的・効率的な維持管理の構築に努めてまいります。

次に、足寄町国民健康保険病院事業会計についてであります。病院改革プランに基づく経営改善を着実に遂行するためには、地域の基幹病院として、町民の皆様が安心と信頼を持って受診してもらえる病院づくりが求められており、良質な医療の提供はもとより、病院スタッフの接遇の向上、さらには医師と医療スタッフの安定確保に引き続き、最大限の努力をしております。

また、現在進めております連携システム構築に向けた取り組みの中で、平成24年4月の我妻病院病床の介護療養型老人保健施設転換を受け、町内で唯一の急性期病床を担う病院となることから、医療スタッフのさらなる資質向上と病院間の円滑な連携体制の整備を進めてまいります。

以上が、歳出の概要であります。次に歳入について御説明申し上げます。

歳出に必要な財源として、地方交付税、基金繰入金、国・道の支出金、町債等をそれぞれ計上するものでございます。

以上、一般会計、特別会計、及び事業会計補正予算案の概要について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政執行方針並びに補正予算の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育委員長 星崎隆雄君。

○教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、平成23年第2回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

今日の社会は、少子高齢化の進行や景気低迷による経済の疲弊などにより、地域社会が大きく変化しており、地域環境や安全・安心などの分野でも新たな課題が発生してきております。このような中で、平成20年3月に小学校及び中学校の学習指導要領の改訂がなされ、小学校においては本年度から、中学校では来年度から全面实施となります。

改訂の理念である生きる力の育成のため、子供一人一人に確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ質の高い教育活動の展開が重要であります。

また、長寿社会の中で、生涯にわたって文化やスポーツに親しみ、学習し、生きがいを持って生活できる社会を目指し、個人の主体性や自主性に基づいて、いつでも、どこでも、だれでも、なにからでも学ぶことができる生涯学習の推進と充実に取り組むため、諸般の施策を推進してまいります。

初めに、学校教育の推進について申し上げます。

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、生きる力をはぐくむという理念を実現するため、平成20年にその具体的な手立ての確立のもととなる学習指導要領の改訂がなされました。今年度から全面实施されます小学校においては、授業時数が国語・社会・算数・理科・体育の授業時間が6年間で約1割増加し、週当たりの授業時数は1・2年生で2時間、3年生から6年生で1時間増加します。

そのため、各学校では地域の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分に考慮した適切な教育課程を編成し、新学習指導要領の

趣旨に則した円滑な実施をすることが重要となっております。

したがって、これまで以上に生きる力をはぐくむという基本理念を強く押さえるとともに、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成を目指し、学校・家庭・地域が連携し、地域総ぐるみで取り組むことにより、教育の充実に努めてまいります。

さらに、外国語、英語教育の充実を図るため、国際交流員の積極的な活用による、小学校での外国語活動、中学校での英語教育を進め、外国語・異文化理解を深める学習活動の充実に努めてまいります。

地域との連携による特色ある学校づくりを推進するためには、子供は保護者や教師だけではなく、多くの大人と触れ合っ様々な力を身につけることから、特に体験学習の充実、いじめ・不登校などの指導の充実、学習ボランティアの活用による支援体制の充実に努め、子供たちの社会性や豊かな人間性をはぐくむため、発達の段階に応じた体験活動等の推進を図ってまいります。

また、地域社会と連携する学校経営については、地域に開かれた学校づくりが重要です。そのため町内小・中学校では地域住民が学校運営に参画する仕組みとしての学校評議員制度を導入し、評議員による外部評価が学校経営方針に組み込まれるなど、地域社会との連携が着実に図られております。また、公開授業参観日の実施や地域行事への積極的な参加など家庭・地域の交流を図ることを学校経営方針に組み入れるなど、地域に親しまれる学校づくりを推進してまいります。

複式教育につきましては、少人数のよさを生かした指導計画の作成・実施により、地域環境の特性を生かすとともに、みずから学ぶ意欲を高める集合学習や交流学习を支援し、複式教育の充実に努めてまいります。

特別支援教育を必要とする児童生徒の教育については、必要な支援を行うための校内支援体制の整備を図るとともに、一人一人の発達段階及び障がいの状態に応じた指導のた

め、学習支援員を継続して配置し、個に応じた学習指導の充実に努めてまいります。

生徒指導につきましては、豊かな人間性と社会性をはぐくむため、子供たちがともに支え合い、健康で安全な社会の実現にみずから貢献できる資質・能力を高めることができるよう指導に努めます。

また、非行、いじめ、不登校などの未然防止と早期発見、早期対応のため生涯学習推進アドバイザーの活用により、学校・家庭・地域社会、関係機関がより一層連携を密にし、子供たちの悩みや課題の解決など、指導・相談体制の充実に努めてまいります。

国旗・国歌につきましては、引き続き各学校における教育課程の適切な実施のため、学習指導要領に基づき指導してまいります。

教育環境の整備につきましては、本年度は足寄中学校校舎の改築に向けての実施設計にかかわる予算を計上し、平成24年度から改築工事に向けて進めてまいります。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることなど、重要な役割を果たすものであります。今後も魅力ある献立を通じ、地場産品を積極的に活用したふるさと給食の継続を推進します。また、衛生・安全管理の徹底を図り、安全・安心な給食の提供に努めてまいりますとともに、今年度から配置されました栄養教諭の効果的な活用を図り、食育の充実に努めてまいります。

足寄高等学校の存続に向けた取り組みとしては、遠距離通学費補助、入学時・修学旅行一時金、また、魅力ある学校づくりとして進学学習や習熟度別学習などの一部支援の見直しを行うとともに補助金の増額を進めてきました。

本年度からは、更に足寄高校振興会の部活動支援等の補助金も大幅な増額を行っております。このような中で平成23年5月1日現在の1学年の在籍者数は38人で、1学級相当以上の欠員となっております。教育委員会

といたしましても、生徒数の減少など、厳しい状況は続きますが、足寄高校を存続させる会とともに、あらゆる可能性を検討しながら、引き続き存続に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。

社会教育の推進については、町民一人ひとりの学ぶ意欲の向上を図るため、自発的で主体的な学習活動をみんなで支えていく仕組みづくりを進めていくことが必要であります。

こうした学習活動などの成果を地域づくり、まちづくりへと反映していくとともに、社会の変化に柔軟に対応しながら地域に根ざした町民の学習活動についての支援を推進してまいります。

家庭は、子どもが最初に接する社会であり、基本的な生活習慣、コミュニケーション能力や社会的マナーなどを生活の中から学ぶ場所であります。そのため、家庭教育学級や子育て支援学習と交流の会・すくすくの充実に引き続き図るとともに、あしよろ子どもセンターなどの子育てに携わる関係者や機関との連携により、家庭教育・子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基礎が養われる青少年期には、美しいものに感動する心や正義感、公平さを重んじる豊かな心を育むことが重要であることから、学校の内外を問わず、様々な体験活動とおして、社会の変化に柔軟に対応できる創造性豊かな人材を育成することが望まれております。

こうした状況を踏まえ、地域の自然・文化・歴史などの地域素材を生かした様々な体験活動、スポーツ活動、文化・芸術活動の支援や育成に努めるとともに、ネイパルあしよろや九州大学北海道演習林などの地域の教育機関と連携し各種体験活動の充実に努めてまいります。

成人教育につきましては、少子高齢化が進む中で、町づくりの中心となる勤労青年の育成は、今後の町づくりにとって欠くことので

きないものであり、情報提供とリーダー養成のための学習機会の充実に努めてまいります。

また、長年培ってきた知識や豊かな経験を、異世代への世代間交流活動など様々な機会を活用し、伝承していく必要があります。引き続き、ふるさと足寄100年塾生がいスクールや学遊会の事業を進めるとともに、高齢者のボランティア活動への積極的な参加について、支援してまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市のウェタスキウィン市から引き続き国際交流員を招聘し、小中学校に派遣するとともに、保育園児を対象とした国際理解教室を開催します。

また、今年度は姉妹都市のカナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市におけるホームステイを中心とした海外研修に中学生・高校生を派遣し、国際社会における異文化理解を深めるよう推進してまいります。

町民センターや生涯学習館は、まちづくり、地域づくり、地域学習の拠点としての役割を果たしており、今後も、学習機会の提供や文化・スポーツ活動の充実に努めるとともに引き続き、地域活動の支援を図ってまいります。

図書室につきましては、新刊図書の購入により充実を図るとともに、機能拡充と整備を進め、町民が気軽に利用できる図書室としての利便性の向上を図ってまいります。また、読み聞かせや乳幼児と絵本の出会い、親子のふれあいを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。

文化・芸術活動の推進については、文化・芸術の振興は、人々に感動や生きがいを与え、潤いのある生活を実現していく上で大きな力となるものであります。人々の豊かな情操を養うとともに、活力ある地域社会の形成に重要な役割を果たすことから、文化団体が行う自主的な文化活動をとおして優れた文化・芸術にふれる機会を提供するとともに、地域文化の伝承や創作活動を支援してまいります。

次に、文化財に関する方針について申し上げます。

郷土資料館は、町の歴史や発展の資料を数多く保存しており、学校教育や社会教育に情報提供するなど、郷土の歴史の理解のために利用されております。今後も展示内容の工夫改善をし、有効な活用を図ってまいります。

足寄動物化石博物館は、昨年度から指定管理者制度による管理となっております。引き続き、体験内容の拡充や展示資料の充実が図られるよう、また、町民に親しまれ、足寄町をアピールする博物館となるよう情報発信など活動の充実のため連携を図ってまいります。

国指定天然記念物、オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地につきましては、全面的な自然状態への回復を実現するため取り組んでまいりましたが、さらなる保護と活用についての方策を検討してまいります。

また、有害魚類の駆除につきましても、環境省等、関係機関と引き続き連携を深め、継続して取り組んでまいります。

次に、体育・スポーツの振興について、申し上げます。

近年、急激な社会環境の変化に伴い、運動不足によるストレスの増加、食生活の変化による健康への不安が高まる中で、スポーツ、レクリエーションを通じた健康維持、増進に対する関心が一層高まっています。町民皆スポーツを目指し、参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の整備、充実を図るとともに生活の質の向上や充実感を得るために、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

そのため、関係機関、団体との連携を図り、指導者の育成と指導体制を確立してまいります。さらに、引き続き各種スポーツ大会や出前教室、学校開放事業などスポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、平成23年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご御理

解と御協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、農業委員会から活動方針を申し述べます。

農業委員会職務代理 齋藤陽敬君。

○農業委員会職務代理（齋藤陽敬君） 平成23年足寄町農業委員会の活動方針を申し上げます。

平成23年度第2回足寄町定例会の開催に当たり、足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

昨年は酷暑と局地的豪雨に見舞われ、一昨年は冷湿害に見舞われ、農業にとって2年続きで大きな痛手を受けた状況にあります。

農業・農村の繁栄なくして国家の繁栄はありません。しかし、我が国の農業・農村は、農地の減少、農業者の高齢化などにより危機的な状況になっています。この厳しい状況を打開し、食と地域の再生を図るため、国において食料・農業・農村基本計画が見直され、平成22年3月30日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されたところであります。

この計画では、意欲のあるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営の発展に取り組める環境を整備し、再生産可能な農業経営の基盤を作る政策へ転換するとされ、平成32年度までに供給熱量ベースで総合食料自給率を50%まで引き上げると明記されました。

しかし、昨年10月には政府が環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加を検討すると表明し、これに対し農業界は日本の農業が壊滅する危機ととらえ、反対行動を展開しており、特に北海道は食料生産基地であるため、その影響は大きく反発の渦は農林業者にとどまらず消費者や商工業者、地方議会に

も広がっています。

農業委員会も、農業団体や関係機関とともに地域つぶしを許さない取り組みと位置づけ反対運動を展開してきました。今後も動向を注視し活動していきます。

こうしたなか、農地行政を担う機関として農地法一部改正に伴い、従来にも増して広範な役割を持つことになりましたが、農地パトロールや農地利用状況調査並びに農地転用許可などを通じ、農地を守る取り組みを継続していくとともに、農業関係者からの意見等を受け止めながら慎重な対応に努めてまいります。

農業者を初め、足寄町及び足寄町農業協同組合等関係機関との連携を強化し、安定的かつ生産性の高い農業経営を目指す地域農業の確立と活力ある農村社会づくりに向けて諸活動を推進してまいります。

最初に農業の担い手育成及び後継者パートナー対策について申し上げます。

意欲と能力のある担い手の育成確保は本町農業の発展にとって最も重要な課題であります。農業経営改善計画の認定制度の更新、認定農業者への農地の利用を促進するとともに、足寄町担い手育成総合支援協議会と一体となった後継者の支援、新規就農者の取り組みを推進します。

また、後継者のパートナー対策につきましては、足寄町農業後継者パートナー対策委員会の中核を担い、平成22年11月に第2回足寄町農業青年との婚活ツアーを開催し、農業に関心のある女性を招いて農業青年との交流を深めました。

今後もこの事業を継続、発展させるとともに足寄町農業担い手育成センター、足寄町農業協同組合等関係機関と連携し、花嫁対策を進めていきます。

道内で広く結婚対策を進めている北海道マリッジカウンセリングセンター等を活用した個別対応も検討していかなければならないと考えております。

次に、農地の有効活用に向けた取り組みにつ

いて申し上げます。

近年、農業機械の大型化や農家の減少に伴い農地の遊休化が危惧されますが、幸い足寄町が取り組みしている中山間地域等直接支払制度や、農地・水環境保全事業等により、農地の適正利用が促進されています。

継続して取り組みをしている農地パトロールは毎年工夫を加えながら農業者や関係者の協力のもとに実施し、不適切な農地利用を防ぐとともに耕作放棄地の実態を把握し、農地を守る活動を進めます。また、農地法、農業経営基盤強化促進法、その他法令に基づき農地の適正利用や違反転用のないよう適正に指導します。

次に、農業者年金や家族経営協定の取り組みについて申し上げます。

国民年金とあわせて老後の生活を豊かにするため、農業者年金の加入を地道に続けます。農業経営において、後継者や女性を農業経営のパートナーと位置づけ、経営への積極的な参加を目指すことが目的である家族経営協定ですが、なかなか普及が進まない状況にあります。一歩ずつ推進を図ります。

次に、情報発信の取り組みについて申し上げます。

農業委員会だよりを発行し情報の提供を図ることや、町のホームページを活用して情報発信する取り組みを進めます。

以上、平成23年度足寄町農業委員会の活動方針について申しましたが、この方針につきましては、4月の農業委員会総会で確認されたところであります。

町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政執行方針を終わります。

◎ 報告承認第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市

街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

○建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規程により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規程により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

専決処分書。平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する理由でございます。

平成22年度歳入が、歳出に対して不足する見込みとなったことにより、地方自治法施行令第166条の規程に基づき、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規程により、専決処分をしたものでございます。内容について申し上げますので、2ページをお開き願います。

平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,260万6,000円とするものでございます。

歳出から補正の内容につきまして申し上げますので、5ページをお開きのほどお願いいたします。

下段でございます。歳出、繰上充用金、繰上充用金、補償補てん及び賠償金、平成22年度収入不足額の補てんとして、353万7,000円を計上いたしました。

その要因としましては、平成21年11月18日から平成21年12月20日、建物収去土地明渡請求事件に伴います建物収去に要

した費用でございまして、この債務の弁償がなされない債務名義のある債権の取り扱いにつきましては、平成22年11月29日開催の第6回臨時会及び今定例会において、行政報告をさせていただいております。

平成21年度釧路地方裁判所帯広支部による執行費用確定額に基づく請求督促状の送付をしましたが、未納の状況でございました。また、平成22年度催告書の送付後、納付期限内において未納の状況から、釧路地方裁判所帯広支部に対し、強制競売申し立てをし、その後強制競売開始決定がなされ競売の実施が本年7月以降の執行予定となりましたことから、平成22年会計年度内において弁償金が未納の状況が続き、赤字決算となるため平成23年度予算から、繰上充用し補てんするものでございます。

歳入について御説明申し上げます。

諸収入、雑入、納付金、弁償金、滞納繰越分、建物収去、代替執行弁償金といたしまして、歳出同額の353万7,000円を計上いたしました。

以上、専決処分いたしました平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。

5ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成23年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告第8号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第8号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第8号繰越明許費繰越計算書について提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年度足寄町一般予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行例第146条第2項の規程により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上議決いただきました駐車場整備事業等7ページに別紙として計算書を添付させていただいておりますが、それぞれ事業費の額が確定いたしましたので報告するものでございます。

翌年への繰越額は、19事業で2億681万4,000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

◎ 報告第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第9号事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第9号事故繰越し繰越計算書について提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年度足寄町一般予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行例第150条第3項の規程により報告するものでございます。

8ページ、右側の別紙、平成22年度足寄町事故繰越し繰越計算書のとおり、総務費、総務管理費、町史編さん事業において、足寄100年誌、資料編に使用する紙が東日本大震災により被災し、印刷、納品が遅れ、年度内に事業を完了することが困難となったため、事故繰越しを行ったものであり、翌年度への繰越額は240万9,750円でございます。

なお、委託業者から納期の延長について依頼がございまして、納期を延長する委託変更契約を締結し、5月13日に納品となりまして事業は完了しております。

以上のとおり御報告申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

◎ 報告第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 報告第10号繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

病院事務長 對馬邦彦君。

○病院事務長（對馬邦彦君） ただいま議題となりました報告第10号繰越計算書について提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計建設改良費及び医療費用の繰り越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規程により報告するものでございます。

繰り越しの根拠、内容でございますが、初めに、地方公営企業法第26条第1項の規程による建設改良費に係る繰り越しでございますが、平成23年第1回定例町議会において、予算計上をお認めいただきました器械備品購入事業、これはナースコール、電話交換機等、更新事業一式でございますが、2,960万8,000円について繰り越しを行いました。

繰り越しの事由といたしましては、国の補正予算による事業であったため、予算計上時期及び国の交付金決定が年度末であり、年度内に支払義務を生じさせることができなかったものでございます。

次に、地方公営企業法第26条第2項、ただし書きの規程による医業費用修繕費に係る事故繰越しでございますが、同じく平成23年第1回定例町議会において予算計上をお認めいただきました医業費用修繕費、これは非常用自家発電装置バッテリー交換一式等でございますけれども、939万3,000円のうち、支払義務発生額935万5,500円について繰り越しを行いました。

繰り越しの事由といたしましては、平成23年3月1日に発生いたしました東日本大震災に伴い、年度内に事業を完了することが

困難となったものでございます。

なお、同ページ右側に繰越計算書、事業名、予算計上額、支払い義務発生額、翌年度繰越額、財源内訳等を記載しております。

以上のとおり報告いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

◎ 報告第 1 1 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 1 0 報告第 1 1 号予定価格 1,000 万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第 1 1 号予定価格 1,000 万円以上の工事または製造の請負契約の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町総合条例第 1 2 条第 2 項の規程により、次のとおり報告するものでございます。

5 月 1 日から 6 月 3 日までの間で足寄町議会総合条例第 1 2 条第 2 項第 1 号により報告する工事または製造の請負は、11 ページにございます別紙のとおり 5 件でございます。

以上のとおり御報告を申し上げます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

◎ 報告第 1 2 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 1 1 報告第 1 2 号株式会社あしよろ農産公社の経営状況の報告についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

経済課長 櫻井光雄君。

○経済課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました報告第 1 2 号株式会社あしよろ農産公社の経営状況の報告について御説明を申し上げます。

株式会社あしよろ農産公社の経営状況について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規程により報告するものでございます。

最初に、平成 2 2 年度の決算状況について御説明申し上げます。議案書 1 4 ページをお開きいただき、左側の損益計算書で御説明申し上げます。

準売上高でございますが、軽食、物販、外販の合計売上額は 3,960 万 9,000 円でございます。これは、前年実績額 4,310 万 7,000 円に対し、349 万 8,000 円の減少でありまして、率にしまして 91.9 % の実績となっております。

売り上げが減少した主な理由でございますけれども、高速道路の無料化等により交通ルートが変わったことから、直売店の来客数、これはレジ通過者数でございますけれども、2 万 1,247 人の実績でございます。前年から比較しまして 4,811 人が減少し、軽食及び物販の売上高が対前年比 620 万 2,000 円減少しておりまして、外販部門の販路拡大による売り上げ増加額 270 万 4,000 円をもっても、前年売り上げ額を確保できなかったことが大きな要因となっております。この結果、売り上げ原価並びに販売一般管理経費を差し引いた営業利益はマイナス 923 万 5,000 円で、前年実績額 マイナス 731 万 4,000 円に対し、営業赤字額が 192 万 1,000 円増加している状況にあります。

次に、営業外収益、これはふるさと雇用再生特別対策事業による交付金並びに施設管理委託料との収入でございますけれども、実績

額は954万8,000円で前年実績額972万2,000円に対して、17万4,000円の減少となっております。

営業利益及び営業外収益の合計である経常利益は、31万3,000円の実績で前年実績金額240万8,000円に対して、209万5,000円減少、税引き前の当期純利益は31万3,000円、税引き後の純利益は10万3,000円となりまして、前期繰越利益額マイナス1,257万4,000円を差し引いた当期末処分利益はマイナス1,247万1,000円となる決算状況でございます。

次に、平成23年度事業計画でありますけれども、17ページをお開き願います。

まず、右側に記載してあります売り上げ計画でございますが、直売店の物販及び軽食部門の販売額は、平成22年度実績から261万円の減収を予定し、外販部門におけるチーズ類販売額を大幅に増額し、対前年比118.6%増、金額ベースで734万9,000円の増収を予定し、売り上げ総額は4,695万8,000円とする計画でございます。

次に、18ページの経営計画、収支でございますけれども、売り上げ原価並びに販売費、一般管理経費を差し引いた営業利益、表の下から4行目、右側の合計の欄に記載しておりますが、マイナス711万3,000円で、営業外収益は1,049万円を予定し、その合計額である経常利益、税引き前の利益は337万7,000円を見込んだ計画となっております。

以上でございますが、これまでの大きな課題でありました製造及び衛生管理の改善でございますが、主力製品であるゴードチーズやカマンベールチーズの製法見直しを行いまして、品質向上等、風味豊かで良質な製品づくり、衛生面の整備による廃棄品の減少対策、十勝ナチュラルチーズ協議会を通じた外部指導員による技術、指導などにより製品の安定化が進み、一定の成果が上がっているものと判断しております。

今年度は、ふるさと雇用再生特別対策事業3年計画の最終年であり、農産公社にとって事業成果が求められる重要な1年となります。町民の皆さんに愛され、また、魅力あるおいしい商品開発と、安定した製品づくりのために、町といたしましても引き続き経営改善に向けた支援をしてまいりたいと考えておりますので、どうか町民の皆様を初め、議員各位の御理解と御支援をお願いし、経営状況についての御報告とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

◎ 議案第46号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第46号定住自立圏形成協定の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第46号定住自立圏形成協定の締結について提案理由の御説明を申し上げます。

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を締結することについて、足寄町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規程により、議会の議決をお願いするものでございます。

協定書の内容について申し上げますので、20ページをお願いいたします。

定住自立圏の形成に関する協定。帯広市と足寄町は定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結するのものとございます。

第1条で目的について、第2条で基本方針について、第3条で連携する取り組み及び役

割分担について、第4条で事務の執行に当たったの連携、協力及び費用負担について、第5条で協定の変更について、第6条で協定の廃止について、第7条で定めのない事項等の処理について定めております。

21ページからは、協定書の第3条で規定しています帯広市と足寄町が連携して取り組む政策分野ごとに取り組む内容、役割について、別表第1から別表第3として定めております。

別表第1、生活機能の強化に係る政策分野といたしまして、1点目に医療、2点目に福祉、3点目に教育について定めております。

22ページをお願いいたします。

22ページで、4点目に産業振興について定めております。

それから、23ページをお願いいたします。

23ページで、5点目として環境、それから6点目といたしまして防災ということで、6項目を定めております。

次に、別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野といたしまして、1点目に地域公共交通、2点目として、地産地消の推進、3点目といたしまして、移住・交流の促進の3項目を定めております。

次、24ページをお願いいたします。

24ページで、別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野といたしまして、人材育成の1項目を定めております。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号定住自立圏形成協定の締結についての県

は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号定住自立圏形成協定の締結についての件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いいたします。

◎ 議案第47号

○議長（吉田敏男君） 日程第13議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規程に基づき、中足寄辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するものでございます。

内容につきまして申し上げますので、右側別紙をお願いいたします。

総合整備計画書、北海道足寄町中足寄辺地、辺地の人口90人、面積20.7キロ平方メートル、位置として辺地の概況を2として、公共的施設の整備を必要とする事情を掲げております。3点目として、公共的施設の整備計画を平成23年度から27年度の5年間としております。

施設名、道路、中足寄愛冠線道路整備事業、事業費6,550万円、一般財源6,550万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額、6,550万円でございます。

以上のとおり御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。各議員の積極的な発言を求めます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第48号足寄町公告式条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第48号足寄町公告式条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、足寄町議会総合条

例の制定に伴い、足寄町議会会議規則及び町議会傍聴規則が廃止されたことにより、条文に規則名を引用している足寄町公告式条例の改正をお願いするものでございます。

改正条文の御説明を申し上げます。

足寄町公告式条例の一部を改正する条例。足寄町公告式条例の一部を次のように改正する。

第5条1項中「議会の会議規則、傍聴規則その他」を「、」に改める。

附則 この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上のとおり、御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、新旧対照表を右側に添付してございますので、御参照をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第48号足寄町公告式条例の一部を改正する条例についての件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第48号足寄町公告式条例の一部を改正する条例についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第49号足寄町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長 西東文雄君。

○住民課長(西東文雄君) ただいま議題となりました第49号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成23年度の税制改正を受け、地方税法の一部を改正する法律、同法施行例等の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年4月27日にそれぞれ交付されたことから、本条例の改正を行うものであります。

次に、今回の地方税法の改正の主な内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、3月11日に発生しました東日本大震災に係る税制上の措置等を行うものとするものです。

第1点目は、雑損工事の特例でありまして、大震災により住宅や家財などに損害を受けた場合の、個人町民税の軽減措置です。

2点目は、住宅ローン減税の適応の特例でありまして、25年度住民税以降の残存期間の継続適用を可能とするものです。

3点目は、住居等に被害を受けた場合の住宅敷地の固定資産税の軽減措置等でありまして。

以上の3点が地方税法の主な改正内容です。

この改正を受けまして、本町の税条例の改正概要について御説明申し上げます。

提案の各条項の説明を省略させていただきます。

き、改正の主な内容について説明させていただきます。

足寄町税条例の一部を改正する条例。

足寄町税条例の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

附則第22条、附則第22条の関係につきましては、大震災により住宅、家財、自家用車などに損害を受けた方は所得税と同様に損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより、個人町民税の軽減を受けることができるものとするものです。

附則第23条、附則第23条の関係につきましては、住宅ローン減税の適用の特例で、住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とするものです。

この条項の適用につきましては、附則に規定する平成24年1月1日から施行するものです。

附則第24条、附則第24条の関係につきましては、大震災により住宅等が滅失、損壊した方は、その住宅の敷地の固定資産税について引き続き住宅用地としての軽減措置を受けることができるものとするものです。

また、滅失、損壊した家屋の買い換えなどをされた方は、それらに係る固定資産税について軽減を受けることができるものとするものです。

附則。附則につきましては、この条例は、公布の日から施行するとし、ただし、附則に3条を加える改正規程の附則第23条に係る部分に限り、平成24年1月1日から施行するものです。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、29ページ、30ページに新旧対照表を添付してありますので、御参照を願います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、自由討議を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、自由討議を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第49号足寄町税条例の一部を改正する条例についての件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第49号足寄町税条例の一部を改正する条例についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

大変御苦労さまです。

次回は、6月22日、午前10時から開会をいたします。

以上でございます。大変御苦労さまです。

午後 1時55分 散会